平成３０年（フ）第７６０号
埼玉県草加市新里町31－５－208
破産者　吉田さやか
1　決定年月日　平成30年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第８１０号
東京都葛飾区鎌倉３丁目46－５－307
破産者　土屋　常夫
1　決定年月日　平成30年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第８２６号
東京都港区海岸３丁目21番10号
破産者　有限会社サウスアシスト
1　決定年月日　平成30年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第８３５号
東京都品川区荏原３丁目４－９－103
破産者　高橋　和幸
1　決定年月日　平成30年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第８５３号
東京都中央区日本橋小網町10番７号　ＦＬＧ日本橋小網町ビル７階
破産者　株式会社ライフスライブ（旧商号株式会社ガイアクシス）
1　決定年月日　平成30年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第８９０号
東京都世田谷区北沢１丁目30―17―101
破産者　伊東　幸一
1　決定年月日　平成30年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第９３７号
東京都杉並区成田西１―25―４―101、住民票上の住所東京都新宿区西早稲田２丁目10―２―205
破産者　木原　真央
1　決定年月日　平成30年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１０７１号
東京都中野区鷺宮３丁目15―19―105
破産者　藤野　保文
1　決定年月日　平成30年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１２０５号
東京都練馬区北町１丁目44―３―512
破産者　岩渕　　龍
1　決定年月日　平成30年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１３１７号
東京都港区西麻布１丁目４番45号
破産者　株式会社トライバルプランニング
1　決定年月日　平成30年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１３１８号
東京都港区六本木６丁目12―４―1701、開始決定時の住所東京都港区西麻布１丁目４―45―401
破産者　リサ　リーこと　李　　國秀
1　決定年月日　平成30年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１３２５号
東京都台東区千束４丁目30番６号
破産者　株式会社クロスエム
1　決定年月日　平成30年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１３２６号
東京都足立区鹿浜５丁目３－15―109
破産者　辻　登志美
1　決定年月日　平成30年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１３３７号
東京都中野区東中野５丁目24番２号
破産者　有限会社三共土木
1　決定年月日　平成30年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１３４２号
東京都町田市小川1260番地　レジデンス・リヨン
破産者　ケイランド有限会社
1　決定年月日　平成30年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１４４５号
東京都板橋区蓮根１丁目１番22―604号
破産者　クロスポイント有限会社
1　決定年月日　平成30年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１４５６号
東京都新宿区早稲田鶴巻町568番地
破産者　有限会社カルチャーワークス
1　決定年月日　平成30年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１４５７号
東京都新宿区早稲田鶴巻町568　３Ｆ　元赤城神社社務所
破産者　奈良澤昭雄（旧姓大沼）
1　決定年月日　平成30年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１４５８号
東京都新宿区早稲田鶴巻町568　３Ｆ　元赤城神社社務所
破産者　奈良澤由美（旧姓大沼）
1　決定年月日　平成30年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１５２３号
東京都江戸川区中央１丁目13―16―103
破産者　加藤　美之
1　決定年月日　平成30年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１９７３号
東京都板橋区赤塚８丁目10―８―101　ハビテーション・１瀧之上
破産者　石渡　秀治
1　決定年月日　平成30年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２０２７号
東京都渋谷区神宮前４丁目22―17―202
破産者　中　　美恵
1　決定年月日　平成30年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部